

第4次大阪府障がい者計画（後期計画）

～人が人間（ひと）として支えあいともに生きる自立支援社会づくり～

平成30(2018)年3月
大 阪 府

ごあいさつ

大阪府では、「第4次大阪府障がい者計画」を平成 24（2012）年に策定し、「人が人間（ひと）として支えあいともに生きる自立支援社会づくり」を基本理念に掲げ、「地域移行の推進」、「就労支援の強化」、「施策の谷間にあった分野への支援」を最重点施策に位置付けてさまざまな障がい者施策を推進してきました。

しかしながら、今もなお、障がい者の自立と社会参加は道半ばであり、近年では、障がい者が自然災害や事故、犯罪の犠牲となるような痛ましい出来事も相次ぎました。

一方、国においては障がい者制度全般にわたる改革が進められ、多くの障がい者に関係する法律が制定又は改正されています。とりわけ、行政機関や民間事業者による差別の禁止や合理的配慮の提供を規定する障害者差別解消法が平成 28（2016）年 4 月に施行されたことは、府民ひとりひとり、そして社会全体が障がい者の自立と社会参加のために考え、行動する契機にもなり得るものです。

こうした状況を踏まえ、「第4次大阪府障がい者計画」が、真の共生社会の実現に、より一層実効性のあるものとなるよう、平成 33（2021）年度までの計画内容を見直し、第4次大阪府障がい者計画（後期計画）として策定することとしました。

本計画では、これまでの基本理念や最重点施策を踏襲しつつ、社会状況の変化に応じて施策のあり方を見直すとともに、新たに地域主体の取組みを推進する観点を盛り込みました。また、その際には、府内在住の障がい者のニーズや生活実態を調査し、困りごとや希望の把握に努めました。

今、求められているのは、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に尊重しながら共生する社会を築いていくことです。障がい者が社会の中で特別な存在ではなく、生き生きと暮らすことができるまちは、障がいのある人のみならず、障がいのない人にとっても住みやすいまちとなるはずです。今後、大阪府は、本計画に基づき、障がい者を始めとするあらゆる府民、事業者、市町村などさまざまな関係者とともに、施策の推進に向けこれまで以上に邁進してまいります。社会情勢や制度、個人の価値観など、変化が絶えない今だからこそ、決して揺るぐ事のない理念「人が人間（ひと）として支えあいともに生きる自立支援社会」の実現を、大阪府に関わる全ての人々の力を結集し、ともにめざしていきましょう。

最後になりましたが、本計画を策定するに当たっては、大阪府障がい者施策推進協議会において熱心なご議論をいただくとともに、多くの方々から貴重なご意見をいただきました。皆様のご尽力とご協力に心からお礼を申し上げます。

平成30（2018）年3月

大阪府知事 松井 一郎

目 次

第1章 計画策定にあたって

- 1. なぜ計画の策定が必要か 1
- 2. この計画はどのような性格を持っているのか 4
- 3. 計画の目標時期はいつか 4
- 4. 計画が実行性をもつために 6
- 5. 計画を推進する体制や進行管理をどうするか 6

第2章 基本的な視点

- 1. 基本理念 8
- 2. 基本原則 8
- 3. 障がい者の自立と社会参加のために私たちは何をすべきか 9

第3章 施策の推進方向

- 第1節 最重点施策 12
- 第2節 生活場面に応じた施策の推進方向 15
 - I 生活場面「地域やまちで暮らす」 15
 - II 生活場面「学ぶ」 32
 - III 生活場面「働く」 49
 - IV 生活場面「心や体、命を大切にする」 60
 - V 生活場面「楽しむ」 70
 - VI 生活場面「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」 76
- 第3節 地域を育む施策の推進方向 87

第4章 第5期大阪府障がい福祉計画 第1期大阪府障がい児福祉計画の 数値目標及び見込量について

- 1. 成果目標等 96
- 2. 区域設定 103
- 3. 障がい福祉サービス等の見込量（活動指標） 104
- 4. 各年度の指定障がい者支援施設 及び
指定障がい児入所施設等の入所定員総数 129
- 5. 地域生活支援事業の実施に関する事項 130
- 6. （参考）教育・保育の量の見込み及びその提供体制 136
- 7. （参考）子ども・子育て支援事業等の利用量の見込み及びその提供体制 137

第5章 大阪府における障がい者の状況等

- 第1節 大阪府における障がい者数 138
- 第2節 生活場面ごとの施策等の状況 142
- 第3節 平成28年度障がい者の生活ニーズ実態調査について 156